

文化政策における行政の専門性に関する研究  
- 「文化専門職」を対象に -

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊田, 知晃 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/00023134">http://hdl.handle.net/10291/00023134</a>

## 「博士学位請求論文」審査報告書

審査委員 (主査) 政治経済学部 専任教授

氏名 西川伸一

(副査) 政治経済学部 専任教授

氏名 小西徳應

(副査) 政治経済学部 専任教授

氏名 西村 弥

(副査) 東京大学大学院人文社会系研究科教授

氏名 小林 真理

1 論文提出者 熊田 知晃

2 論文題名 文化政策における行政の専門性に関する研究  
—「文化専門職」を対象に—

(英文題) Expertise in Japanese Cultural Administration:  
Focusing on Cultural Policy-related Professions

### 3 論文の構成

序章 なぜ、文化政策における行政が有すべき専門性を研究するのか

第1節 本研究の目的

第2節 文化政策における専門性を巡る制度の現状と課題

第3節 本研究の構成

注

第1章 文化政策における行政の専門性を巡る先行研究

第1節 行政運営に関する総合的な能力に焦点を当てた研究

第2節 文化政策担当部局で修得される専門性に焦点を当てた研究

第3節 文化専門職に焦点を当てた研究

第4節 文化政策における行政の専門性を巡る先行研究の課題

小括

注

## 第2章 本研究の研究対象・方法

第1節 研究対象

第2節 研究方法

小括

注

## 第3章 文化専門職を配置する行政組織に関する質問紙調査

第1節 調査目的・方法

第2節 調査結果

第3節 調査結果への考察

第4節 本研究における分析対象の特定

小括

注

## 第4章 長期配属経験が評価された行政職員（Ⅰ）—東京都の場合—

第1節 人事制度からのアプローチ

第2節 文化政策に関連する制度からのアプローチ

第3節 文化政策担当部局の組織制度からのアプローチ

第4節 実態からのアプローチ

小括

注

## 第5章 長期配属経験が評価された行政職員（Ⅱ）—横浜市の場合—

第1節 人事制度からのアプローチ

第2節 文化政策に関連する制度からのアプローチ

第3節 文化政策担当部局の組織制度からのアプローチ

第4節 実態からのアプローチ

小括

注

## 第6章 音楽科あるいは美術科の教育職員免許状を有する教育職員

第1節 鹿児島県における教育職員の配置

第2節 岡山県における教育職員の配置

第3節 秋田県における教育職員の配置

第4節 福井県における教育職員の配置

小括

注

## 終章 文化政策における行政が有すべき専門性とは何か

注

## 引用・参考文献一覧

## 図表一覧

## 4 論文の概要

内閣府が行っている「社会意識に関する世論調査」によれば、1990年時点では日本人が誇りに思うこととして挙げたのは、「すぐれた文化や芸術」と「経済的繁栄」とが27%程度でほぼ拮抗していた。ところが、その後両者の差は開く一方で、2019年に至っては前者が47.6%なのに対して、後者は10.1%にすぎなくなった。ゼロ金利時代にあつて、日本人の意識はよりよい明日のために貯蓄することよりも、「毎日の生活を充実させて楽しむ」ことを重視するようになった。「楽しむ」にあたって「すぐれた文化や芸術」は不可欠のアイコンになったのである。これにともない、行政はハコモノといったハードから文化・芸術といったソフトへ政策指向を変容させることを迫られた。文化政策はきわめて今日的な政策課題に浮上しているといえよう。

文化政策を展開するうえで、それを担当する職員には当然ながら文化政策に関する専門性が求められる。とはいえ、この専門性とは具体的にいかなるものなのか、そしてこの専門性を職員はいかにして身につけるのか、さらにはそのような専門性を備えた職員である「文化専門職」はいかなる行政組織に配置されどのような仕事を行っているのか。これらの点は従来の行政学の分野でも文化政策研究の領域でも十分に解明されてこなかった。論文提出者（以下、熊田）はこのような問題意識に立って、本論文で以上の課題に挑んだ。

**序章**においては、その問題意識に到達するまでの検討過程が記述され「行政職員が文化政策担当部局で修得していく専門性に関する具体的な能力を明らかにする」ことが本論文の目的であると明示される。加えて、専門性を制度的に確保するものとして、民間委託、人事、他の政策領域との連携についての考察を行って「これまでの研究や資料等では、専門性の向上等という抽象的な形で言及されるのみで、その内容は不明確なままであった」と指摘して、**第1章**の先行研究の吟味へとつなげていく。

論文のオリジナリティを主張する上で先行研究の批判的検討はきわめて重要である。熊田は先行研究を①行政運営に関する総合的な能力に焦点を当てた研究、②文化政策担当部局で修得される専門性に焦点を当てた研究、③文化専門職に焦点を当てた研究、の三つに区分する。それらを精査した結果、文化政策の遂行に当たって不可欠な行政の専門性を有した行政職員には次の4要件に該当する職員であるとの結論を導き出す。すなわち、①学芸員などの資格をもつ職員ではないこと、②文化政策担当部局に通例よりも長期間配属される職員であること、③ジェネラリストの職員であること、および④アートマネジメント能力などの専門性を有した職員であること。

これを受けた**第2章**では本論文の研究対象と研究方法が特定される。すなわち、研究対象とすべきは、社会人経験のある行政職員と昇任などにより文化政策担当部局に異動した行政職員である。彼らに対して先行研究の接近方法を参照して、熊田は制度と実態の2側面から研究対象に接近すると述べる。制度からの接近としては三つの観点からの接近を主張し、さらにその各々を四つから六つにブレークダウンする。実態に対しては接近法は大きくは二つに、その中でそれぞれ三つずつに分けられる。

それでは、第1章と第2章における理論的考察を通して析出された、本論文の研究対象とすべき行政職員は実際にいま現在どこに存在するのであろうか。それを把握するために、熊田は「文化政策担当部局における専門職に関するアンケート調査」なる質問紙を作成して、文化庁、47都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区の合計176の国・地方公共団体に郵送した。その回答結果を分析したのが**第3章**である。163の行政組織から回答があった。回収率は

92.61%である。それによれば16の行政組織で文化政策担当部局に文化専門職が置かれていることが判明した。これらについて任期付職員であるかなどの点からさらにふるいにかけたところ、六つの行政組織（以下、6事例という。）に置かれた文化政策担当部局に、本論文の研究対象に該当する文化専門職のポストと職員が存在することが明らかにされた。

6事例の一つが東京都である。東京都では2018年度から文化行政専門課長のポストが設けられ、初代専門課長には安田成男が、2022年度からは中村光政が就いている。**第4章**において、熊田はこのポストを制度と実態の2側面から解明していく。東京都組織規程の改正過程をつぶさに追跡して文化行政専門課長が設置されるに至る経緯をつきとめ、そこにいかなる能力を備えた職員が任用されるかを都の行政専門職選考の実施要項に基づき確認している。実態からのアプローチとしては、前記の安田にインタビュー調査を実施している。安田には特段の文化的な「業績」があるわけではなかった。ただ、文化政策担当部局に9年間在籍して文化政策にかかわる職務経験を積んだことを「資源」として文化行政専門課長に就いたのであった。本章のタイトルにあるとおり、「長期配属経験が評価された行政職員」だったわけである。

やはり6事例の一つである横浜市の文化専門職にも、「長期配属経験が評価された行政職員」が起用されている。これについて東京都と同じ分析視角で記述したのが**第5章**である。『横浜市職員録』の各年版に丹念に当たり、また横浜市行政専門職員に関する規程の変遷などを調べて、文化専門職がどの部局に置かれてきたかを見だしていく。該当する職員は鬼木和浩の1例のみである。鬼木は2009年度に文化事業などを担当する課長補佐兼主任調査員に就いて以降、職位は課長に上がったとはいえずっと文化政策担当部局に勤務している。熊田は鬼木にもインタビュー調査を行っている。安田と同様に鬼木にも文化政策に関連する「業績」はなかった。「長期配属経験が評価された」ということである。

**第6章**は6事例のうち残る4事例を取り上げている。具体的には、鹿児島県、岡山県、秋田県そして福井県の教育職員がいずれも対象となる。鹿児島県では知事部局に文化政策担当部局が設けられている。1996年度から2022年度まで頭名でだれが当該部局に出向しているかを『南日本新聞』や『鹿児島県職員録』などに当たって「掘り当て」ている。岡山県の場合は美術科教員が文化振興課文化事業班に異動している。博物館や美術館などに関する条例に基づき文化政策が立案され、必要な美術科教員が定期的な人事異動の一環として県庁に出向している。秋田県には観光文化スポーツ部文化振興課調整・文化振興班が置かれている。やはり職員録など手がかりにこの文化政策担当部局への出向教員が頭名で明らかにされている。最後に福井県の場合、交流文化部（2018年度までは観光営業部）文化・スポーツ局文化課文化振興グループに2012年度以降美術科教員が出向している。

本論文のリサーチクエスションは、従来の研究ではその中身がブラックボックスに入れられていた文化政策における行政の専門性の中身を、具体的に明らかにすることであった。**終章**で熊田はそれを①文化に関する知識、②専門家へ依頼する技術、および③実践経験によるアート・マネジメントに関する能力と総括する。これらの観点を6事例が満たしているかを精査したところ、東京都と横浜市だけが三つすべてを備えているとの結論が引き出された。今後、他の行政組織がいかにかこの3点からなる文化政策における行政の専門性を修得していくか、さらに視野を広げて行政職員による専門性の修得全般への期待が示されて本論文は閉じられる。

## 5 論文の特質

まず指を屈すべきは実証に徹していることである。先行研究を渉猟し読み込んだ上で、そこに踏み込みの浅い点（文化政策における行政の専門性の具体的内容）を見だし、それを解明するために1次資料に当たるばかりか、質問紙調査や関係者へのインタビュー調査を実施した。加えて、そもそも文化政策の定義自体が定まっていないため、1次資料になにが該当するかを探しあてる作業からはじめなければならなかった。各地への調査も含めて無駄な骨折りも少なくなかったであろう。そうして「足で稼いだ」成果は、詳細な注や豊富な参考文献に反映されている。

第二に、上記の第一の点から必然的に導き出される点ではあるが、思弁的に陥っていないことである。純粋な論理的思考だけで結論を導き出した方が迅速に「美しい」理屈を作り上げることができよう。しかし、熊田はそうした手法はとらずに迂遠とも思われるやり方を選んで、「当然こうであるはずだ。こうであるべきだ」ではなく、「現場はこうなっているのだ」の叙述にあくまでこだわり続けている。規範的推論ではなく、実証分析に徹している。

第三に論理的に段階が踏まれていることである。文化政策における行政の専門性の具体的内容を突き止めるために、まず広く浅く掘って研究対象の範囲を定めて、次いで質問紙調査などにより対象を狭めて深く掘り進めて、最後は実際に文化政策に携わる行政職員にインタビュー調査を行って最深部の、結論にたどり着いている。ブレイクダウンしていく過程については、いくつも掲げられている図表が理解を助けてくれる。

## 6 論文の評価

「紙の上」と現実とは往々にして異なる。しかし「紙の上」すなわち資料の収集・分析で事足りるとする研究は少なくない。これに対して熊田は「紙の上」に満足せず、現場にこそ真の資料があるものと考えて「生の声」に耳を傾けるべく行動した。この労をいとわぬ熊田の研究姿勢こそ本論文の「迫力」を担保している。行政の専門性という抽象的な概念に文字どおり体当たりして、これを具体的に解明しようとした。ここに本論文のオリジナリティがあると評価できよう。

ただ、この解明作業が十分に成功しているかという点については若干の留保をつけざるを得ない。口頭試問では結論が不明瞭である、論証が円環的かつ論理展開に難がありリサーチクエスションに必ずしも答えきれていない、行動する前に社会調査の技法に習熟しておくべきだったなどの厳しい指摘もなされた。頂門の一針といえる本論文の弱点である。とはいえ、上述の熊田の「馬力」に裏付けられた本論文は、博士の学位に値するものであるとの評価を審査委員全員から得た。

## 7 論文の判定

本学位請求論文は、政治経済学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士（政治学）の学位を授与するに値するものと判定する。

以上

主査氏名（自署）